

水辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 配置	
	水辺沿いや沿道に建築物の顔を向けた配置とする。 記載欄
	水辺沿いでは、隣接する建築物との隣棟間隔を十分確保し、水辺の開放感が得られる配置とする。 記載欄
	水域に面する建築物の間口の長さに配慮し、水域側に空地を設けるなど建築物の圧迫感を軽減するような配置とする。 記載欄
	隣接する建築物における壁面の位置は、水辺沿いや沿道の街並みの連続性を確保する。 記載欄
	歴史的な資源や残すべき自然がある場合には、これらを生かした建築物の配置とする。 記載欄
(2) 高さ・規模	
	高さは、水辺沿いや沿道の街並みの建築物群のスカイラインとの調和を図る。 記載欄
	水上や周辺の主要な眺望点（対岸、公園、橋梁など）からの見え方に配慮した規模とする。 記載欄
(3) 形態・意匠・色彩	
	形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、水辺沿いや沿道の街並みとの調和や連続性を確保する。 記載欄
	後背地から水域への見通し、水辺の開放感を確保した形態とする。 記載欄

<p>色彩は、別表2に定める色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 記載欄</p>
<p>外壁は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感を感じさせない工夫をする。 記載欄</p>
<p>屋根、屋上部の形態、意匠及び色彩は、建築物全体のバランスや背景との調和を図り、設備等がある場合は、周囲からの見え方に配慮する。 記載欄</p>
<p>建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。 記載欄</p>
<p>(4) 公開空地・外構等</p>
<p>水辺空間に開かれたオープンスペースや視点場を設ける。また、隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 記載欄</p>
<p>敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。 記載欄</p>
<p>緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 記載欄</p>
<p>敷地と水域又は道路の境界は、開放性のあるものにする。 記載欄</p>
<p>夜間においては、水面に映り込む光の演出やランドマークとなる施設のライトアップなどの実施により、水辺の夜間景観の形成を図る。 記載欄</p>
<p>ベンチや照明灯などの施設は、地域の中での統一性に配慮する。 記載欄</p>
<p>外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、水辺沿いや沿道の街並みとの調和や連続性を確保する。 記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--